



令和7年度

「出る杭を伸ばす」 事業者応援補助金

八頭町は、「出る杭を伸ばす」という観点で、町内事業者の販路開拓や経営多角化等の“新事業展開”“起業創業”“事業承継”“郡家駅前活性化”“展示会等出展”を応援します！

【募集期間】 令和7年4月～令和8年2月末
※随時受付中、予算の限り

1. 補助対象者	八頭町内で事業所等を有し、新事業展開、起業創業、事業承継、郡家駅前活性化、展示会等出展に取り組む<u>個人、法人</u> ※起業創業・事業承継の場合は、12ヶ月以内に創業または事業承継を行おうとする者、創業または事業承継を行って12ヶ月を経過していない者であり、支援機関（八頭町商工会等）の事業計画策定等の支援を受けていること。…<u>まずは八頭町商工会へご相談ください。</u> ※町税、保育料、町営住宅使用料、住宅資金貸付金、上下水道等分担金および上下水道等使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの八頭町公共料金等を滞納していないことが条件です。
2. 補助対象事業	① <u>新事業展開型</u> 市場調査、新商品開発、販路開拓、経営多角化・新規の事業展開等のために新たに行う事業 ② <u>起業創業型</u> 事業を営んでいない者が新たに事業を開始するために新たに行う事業 ③ <u>事業承継型</u> 個人または法人が行っていた事業を次の担い手に引き継ぐために新たに行う事業 ④ <u>郡家駅前活性化型</u> 郡家駅前での新事業の開始、店舗改修といった駅前活性化に寄与する事業 ⑤ <u>展示会等出展支援型</u> 自社製品の販路拡大のため、県外の展示会、商談会等への出展に係る事業 ※④郡家駅前活性化型は①新事業展開型②起業創業型③事業承継型と併用することができます。 ※補助事業の内容について、日本産業分類における大分類A農業・林業および大分類B漁業に分類される事業は対象外となります。 ※風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するものや公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業等補助対象から除外される事業があります。

3. 補助対象経費	上記2の事業実施に要する次の経費 原材料費、外注費、人材育成費、会場整備費、保険料、謝金、旅費交通費、燃料費、賃借料、備品購入費、消耗品費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、雑役務費、委託費その他町長が必要と認めるもの ※補助金交付決定日より前に支出した経費は<u>対象外</u>となります。 ※<u>⑤展示会等出展支援型</u>については以下の経費のみ対象 外注費、謝金、旅費交通費、賃借料、通信運搬費、広告宣伝費雑役務費、委託費その他町長が必要と認めるもの
4. 補助金額	補助対象経費の<u>2分の1以内</u>。 （千円未満は切り捨て）※予算の限り 〔補助上限〕 ①新事業展開型：<u>20万円</u> ②起業創業型：<u>50万円</u> ③事業承継型：<u>50万円</u> ④郡家駅前活性化型：<u>50万円</u> ⑤展示会等出展支援型：<u>10万円</u> ※④郡家駅前活性化型について、補助事業を併用する場合の補助額上限は各補助事業の補助額上限を合計した額とします。
5. 補助対象期間	交付決定日 ～ 令和8年3月末
6. 申請時に必要な書類	①補助金等交付申請書（指定様式）、② 実施計画書（指定様式）、③ 収支予算書（指定様式）、④ 町税等納付状況確認同意書（指定様式）、⑤ 申請者の概要が分かる資料（登記簿、パンフレット、HP等） 等

★指定様式は、八頭町役場のホームページからダウンロードできます。

問い合わせ

八頭町役場 商工観光室

【住所】八頭町船岡539番地（八頭町役場 船岡庁舎内）

【電話】0858-72-0144 【FAX】0858-73-0290

（令和7年4月作成）